

資料 2 - 1

平成 30 年 3 月 23 日（金）

第 3 回佐倉市子育て支援推進委員会

家庭的保育事業等の認可について

1. 家庭的保育事業等の認可に係る意見聴取について

子ども・子育て支援新制度における家庭的保育事業等は、児童福祉法上の認可事業となり、特定地域型保育給付の対象事業となる。

児童福祉法の規定により家庭的保育事業等の認可をしようとするときには、本委員会の意見聴取を必要とする。

佐倉市家庭的保育事業等設置認可等要綱

（佐倉市子ども子育て支援推進委員会の意見の聴取）

第 4 条 市長は、家庭的保育事業等の設置の認可をしようとするときは、あらかじめ佐倉市子育て支援推進委員会の意見を聴かなければならない。

2. 小規模保育事業認可基準について

佐倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年 9 月 30 日条例第 25 号）において、認可基準等が規定されている。

小規模保育事業

類型	定員	職員資格	保育室
A 型	6～19 人	保育士	0・1 歳児 1 人当たり 3.3 ㎡ 2 歳児 1 人当たり 1.98 ㎡
B 型	6～19 人	半数以上が保育士※1	
C 型	6～10 人	家庭的保育者※2	0・1 歳児 1 人当たり 3.3 ㎡

※1 保育士以外には研修を行う。

※2 研修を受けた保育士または保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認めたもの。